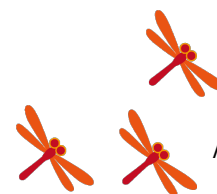


トピックス



「10月から育児・介護休業法が改正されます！」



令和4年10月1日より、育児・介護休業法が改正され、「男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設」「育児休業の分割取得」が始まります。

■出生時育児休業制度（産後パパ育休）の創設

対象期間／取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる
分割取得	2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり）

<実務上のポイント>

- 産後パパ育休（出生時育児休業）については、従来の育児休業と同様、労働者が容易に取得できるように、事業所にあらかじめ制度を導入し、就業規則の整備等必要な措置を講ずることが必要です。
- 産後パパ育休の取得可能日数の「4週間」については、各企業における既存の育児目的のための休暇（法定の休暇を除く。）が、産後パパ育休の取得日数以外の要件を満たすものであれば、当該休暇の日数も含めて4週間が確保されればよいと解されます。
- 有期雇用労働者については、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない場合に、対象となります。
- 産後パパ育休申出を2回に分割して取得する場合は、1回目の申出時に、出生後8週間のうちいつ休業しいつ就業するかについて、初回の産後パパ育休の申出の際にまとめて申し出ることが必要です。
- 育児休業と同様に、産後パパ育休開始予定日の繰上げ・終了予定日の繰下げ変更、申出の撤回が可能。
- 労使協定を締結することで、「雇用された期間が1年未満の労働者」「申出の日から8週間以内に雇用関係が終了する労働者」「週の所定労働日数が2日以下の労働者」を対象外とすることが可能です。

■育児休業制度の変更

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能

★法改正にともない、就業規則等の見直しや必要に応じて労使協定の締結が必要となりますので、9月末までに整備し、10月からスタートできるよう準備しましょう。

助成金



仕事と家庭の両立支援等に取り組む

両立支援等助成金 出生時両立支援コース （子育てパパ支援助成金）

男性が育児休業等を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、**連続5日以上**の育児休業を取得させた事業主に対して支給される助成金です

【支給額】

育児休業取得：**20万円**（1事業主当たり1回限り）

代替要員加算

（男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用した場合）

：**20万円**（3人以上確保した場合**45万円**）

【支給要件】

- 中小企業であること
- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置（※1）を複数行っていること
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制が整備されていること
- 男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する**連続5日以上**の育児休業を取得すること（所定労働日が4日以上含まれていること）

<代替要員加算>

- 男性労働者の育児休業期間中に代替要員（派遣を含む）を新たに雇用すること
- 育児休業取得者の**業務を代替**するものであること
- 育児休業取得者と、原則同じ事業所・同じ部署で勤務していること



（※1）雇用環境整備の措置について<取り組みの例>

- ・男性労働者に対する育児休業制度の利用促進のための資料等の周知
- ・男性の育休取得についての管理職向けの研修の実施
- ・男性労働者の育休取得について、企業トップからの社内への呼びかけや、「イクメン企業宣言」「イクボス宣言」など

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL：082-293-8102

FAX：082-293-8104

E-mail：info@jinji-fuku.jp

URL：http://www.jinji.fuku.jp

